

企画競争説明書

業務名称：茨城県・栃木県における外国人材／多文化共生の現状・課題・取組等に関する調査
【企画競争】

- 第1 競争の手順
- 第2 業務仕様書
- 第3 プロポーザル作成実施要領
- 第4 見積書作成及び支払について
- 第5 契約書（案）
- 別添 様式集

2021年11月29日
独立行政法人国際協力機構
筑波センター

第1 競争の手順

本件に係る公示に基づく企画競争については、この企画競争説明書によるものとします。

なお、緊急事態宣言終了後も引き続き新型コロナウイルスの感染防止のため、従来の書面（郵送）による手続きに代えてメールによる手続きを原則とするとともに、押印などの条件も緩和します。

1. 公示

公示日 2021年11月29日

調達管理番号 21c00677000000

※各種申請書等の様式に「国契番号」とある場合には、上記の「調達管理番号」に読み替えてください。

2. 契約担当役

筑波センター 契約担当役 所長

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：茨城県・栃木県における外国人材／多文化共生の現状・課題・取組等に関する調査（企画競争）

(2) 業務内容：「第2 業務仕様書」のとおり

(3) 業務履行期間（予定）：2022年1月初旬から2023年1月31日

4. 担当部署等

(1) 書類等の提出先

入札手続き窓口、各種照会等及び書類等の提出先は以下のとおりです。なお、本項以降も必要な場合にはこちらが連絡先となります（以降の文中で参照先にしています）。

〒305-0074

茨城県つくば市高野台3-6

独立行政法人国際協力機構 筑波センター 連携推進課

【電話】029-838-1117

【FAX】029-838-1119

【メールアドレス】tbictpp@jica.go.jp

(2) 書類授受・提出方法（原則としてメールとします）

・メール送付先：(1)のメールアドレス宛

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることも認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者
具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者
具体的には、以下のとおり取扱います。
 - a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日。ただし、競争参加資格確認を事前に行う場合は資格確認申請書の提出締切日。以下同じ。）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
 - b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
 - c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
 - d) 競争開始日以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

（2）積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めず。

- 1) 全省庁統一資格
令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。¹
- 2) 日本国登記法人
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（3）共同企業体、再委託について

- 1) 共同企業体
共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体の代表者及び構成員全員が、上記（1）及び（2）の競争参加資格要件を満たす必要があります。共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式集参照）を作成し、競争参加資格確認申請書（各社ごとに必要です）に添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印または社印を押印してください。

¹ 平成31・32・33年度は令和01・02・03年度に読み替えてください。

2) 再委託

- a) 再委託は原則禁止となりますが、一部業務の再委託を希望する場合は、プロポーザルにその再委託予定業務内容、再委託先企業名等を記述してください。
- b) 再委託の対象とする業務は、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限ります。
- c) 当機構が、再委託された業務について再委託先と直接契約を締結することや再委託先からの請求の受理あるいは再委託先へ直接の支払いを行うことはありません。
- d) なお、契約締結後でも、発注者から承諾を得た場合には再委託は可能です。

(4) 利益相反の排除

先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者、または同様の個人を主たる業務従事者とする場合は、本件競争参加を認めません。

(5) 競争参加資格の確認

競争参加資格を確認するため、3) を提出してください（共同企業体結成の場合には代表者、構成員とも3) を提出してください）²。

1) 提出期限：2021 年 12 月 13 日（月） 正午まで

2) 提出方法：提出書類をメール添付の PDF で提出

宛先電子メールアドレス：tbictpp@jica.go.jp

メールタイトル：【競争参加資格確認申請書等の提出（社名●●）】調達管理番号 21c00677000000 業務名称：茨城県・栃木県における外国人材／多文化共生の現状・課題・取組等に関する調査

3) 提出書類：

- a) 競争参加資格確認申請書（様式集参照）
- b) 全省庁統一資格審査結果通知書（写）
令和01・02・03年度全省庁統一資格審査結果通知書（写）
- c) 共同企業体を結成するときは、以上に加えて以下の提出が必要です。
 - ・共同企業体結成届
 - ・共同企業体を構成する社（構成員）の資格確認書類(上記 a)、b))³

4) 確認結果の通知

競争参加資格の確認の結果はメールで通知します。2021 年 12 月 16 日(木)

² メールによる送付が困難な場合のみ郵送でも受け付けますので事前に相談ください（郵送の場合は上記の提出期限までに到着するものに限ります）

³ 新型コロナウイルスの感染防止による在宅勤務などで共同企業体結成届に押印が出来ない場合、各社から代表者名による共同企業体参加表明書（様式は任意、押印はなくても可としますが組織的承認を得ている旨の記載を本文に入れてください）を各社から取り付けることで押印に代えることも可とします。

までに結果が通知されない場合は、以下まで照会ください。

宛先電子メールアドレス：tbictpp@jica.go.jp

メールタイトル：【競争参加資格の確認（社名●●）】調達管理番号
21c00677000000 業務名称：茨城県・栃木県における外国人材／多文化共
生の現状・課題・取組等に関する調査

6. その他関連情報

(1) 企画競争説明書の紙資料の交付方法

企画競争説明書の一部（各種既存調査資料等）に関しては、下記の交付期間
にメール添付のPDFで資料を送付します。

PDF資料の交付期間および交付方法

- 1) 期間：2021年11月29日（月）から2021年12月21日（火）までの土曜
日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（午後0時30
分から午後1時30分の間を除く）の期間
- 2) その他：資料交付の際に「機密保持誓約書」をでメール添付のPDFで提出し
ていただきます。機密保誓約書の様式は発注者の以下のウェブサイ
トからダウンロードして入手してください。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation

- 3) 方法：資料送付についてメールで依頼ください。

宛先電子メールアドレス：tbictpp@jica.go.jp

メールタイトル：【資料送付希望（社名●●）】調達管理番号
21c00677000000 業務名称：茨城県・栃木県における外国人材／多文化
共生の現状・課題・取組等に関する調査

(2) 業務内容説明会の開催

1) 日時：2021年12月3日（金）午後 2時00分

2) 場所：オンライン形式（Teams）にて実施

3) その他：

- a) 参加希望者は12月2日（木）正午までに電子メールにて、社名、参加希
望者の氏名を連絡願います。

宛先電子メールアドレス：tbictpp@jica.go.jp

メールタイトル：【業務内容説明会出席希望（社名●●）】調達管理番号
21c00677000000 業務名称：茨城県・栃木県における外国人材／多文化共
生の現状・課題・取組等に関する調査

b) 参加は一社あたり2人を上限とします。

c) 参加のご希望をいただいた方に対し、会議のご案内をお送りします。

・なお、当日は本件企画競争説明書の交付はいたしませんので、必ず事前に
入手の上お手元にご準備ください。

・業務内容説明会への出席は競争参加資格の要件とはしません。説明会に

出席していない者（社）も競争への参加は可能です。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 業務仕様書の内容等、この企画競争説明書に対する質問がある場合は、次に従いメールで提出してください。

1) 提出期限：2021年12月7日（火）正午まで

2) 提出方法：宛先電子メールアドレス：tbictpp@jica.go.jp

3) メールタイトルは以下のとおりとしてください。

【企画競争説明書への質問(社名●●)】調達管理番号:21c00677000000

業務名称：茨城県・栃木県における外国人材／多文化共生の現状・課題・取組等に関する調査

当機構より電子メールを受信した旨の返信メールをお送りします。

4) 質問様式：別添様式集参照

(2) 公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお断りしていますのでご了承ください。

(3) 上記(1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

1) 2021年12月9日（木）午後5時以降、以下のサイト上に掲示します。なお、質問がなかった場合には掲載を省略します。

国際協力機構ホームページ（<https://www.jica.go.jp>）

→「調達情報」

→「公告・公示情報」

（<https://www.jica.go.jp/announce/notice/index.html>）

→「各国内拠点（JICA 緒方研究所を含む）における公告・公示情報-工事、物品購入、役務等-（2021年度）」の「質問回答」欄

<https://www.jica.go.jp/chotatsu/domestic/koji2021.html#tsukuba>

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

8. プロポーザル・見積書の提出等

(1) 提出期限：2021年12月21日（火）正午まで

(2) 提出方法：新型コロナウイルスの感染防止のための在宅勤務継続が継続していることから、プロポーザル・見積書についてはデータによる提出とします（それぞれ別のメールで提出ください）。

宛先電子メールアドレス：tbictpp@jica.go.jp

1) メールタイトル：【プロポーザルの提出(社名●●)】調達管理番号21c00677000000 業務名称：茨城県・栃木県における外国人材／多文化

共生の現状・課題・取組等に関する調査

2) メールタイトル:【プロポーザルのパスワードの提出(社名●●)】調達管理番号 21c00677000000 業務名称:茨城県・栃木県における外国人材／多文化共生の現状・課題・取組等に関する調査

3) メールタイトル:【見積書の提出(社名●●)】調達管理番号 21c00677000000 業務名称:茨城県・栃木県における外国人材／多文化共生の現状・課題・取組等に関する調査

(3) 提出書類:

1) プロポーザル(押印写付)(パスワード付き PDF)

「第3 プロポーザルの作成方法」及び下記サイトに掲載の「プロポーザル参考様式」を参照して下さい(プロポーザル参考様式はあくまで参考ですので、「第3 プロポーザルの作成要領」の要求を満たしていれば、必ずしも厳格に様式を利用する必要はありません)。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/proposal.html>

2) 見積書(押印写付)(パスワード付き PDF)

見積書は任意様式とします。経費項目については、「第4 見積書作成及び支払について」を参照下さい。なお、見積書提出時点とパスワード提出時点は異なります。

・見積書は技術提案書と同時に提出してください。

・パスワードは機構からの連絡を受けてから以下に提出してください。

なお、同連絡のタイミングは交渉順位決定時となります。

宛先電子メールアドレス: tbictpp@jica.go.jp

メールタイトル:【見積書のパスワードの提出(社名●●)】調達管理番号 21c00677000000 業務名称:茨城県・栃木県における外国人材／多文化共生の現状・課題・取組等に関する調査

・見積書様式は様式集のとおりです。

・様式の電子データ(エクセル形式)の送付を希望の場合は、電子メールにてご連絡下さい。

・メールタイトルは以下のようにして下さい。

【見積金額内訳書様式の電子データ希望(社名●●)】:調達管理番号: 21c00677000000 業務名称:茨城県・栃木県における外国人材／多文化共生の現状・課題・取組等に関する調査

・宛先電子メールアドレス: tbictpp@jica.go.jp

・送付するデータに関数・数式の設定がある場合、それらに誤りがあっても当機構は一切責任を負いません。十分確認・検算の上で使用ください。

・見積書の表紙については上記ア.に記載のサイトに掲載の様式をご使用ください。

・見積書については、応募者の名称又は商号並びに代表者の氏名による見積書とし、代表者印又は社印を押印して下さい。

・日付はプロポーザル提出日として下さい。

(4) その他

1) 一旦提出されたプロポーザルは、差し替え、変更又は取り消しはできません

- ん。
- 2) プロポーザル及び見積書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いません。
 - 3) 契約交渉相手先には(3)提出書類の原本(押印付)を別途、提出頂きます。
 - 4) 機構のシステムでは受信できるメールの容量には制限がありますので1回あたりのメールの容量が4メガバイト以下になるよう、PDFデータを分割するなど調整をお願いいたします。また、圧縮ソフトを用いると機構のセキュリティシステムによりメールが排除されてしまいますのでご注意ください。
- (5) プロポーザルの無効
次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
- 1) 提出期限後に提出されたとき。
 - 2) 記名、押印がないとき。
 - 3) 同一応募者から内容が異なる提案が2通以上提出されたとき。
 - 4) 虚偽の内容が記載されているとき(虚偽の記載をしたプロポーザルの提出者に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがあります)。
 - 5) 前各号に掲げるほか、本プロポーザル方式選定説明書に違反しているとき。

9. プロポーザルの評価結果の通知

- (1) プロポーザルは、当機構において審査しプロポーザルを提出した全者に対し、その結果をメールで通知します。2021年12月24日(金)までに結果が通知されない場合は、以下までお問い合わせください。
- 宛先電子メールアドレス：tbictpp@jica.go.jp
 メールタイトル：【プロポーザル評価結果の照会(社名●●)】調達管理番号21c00677000000 業務名称：茨城県・栃木県における外国人材／多文化共生の現状・課題・取組等に関する調査
- (2) プロポーザル評価の結果、契約交渉の相手先として選定されなかった者は、その理由について説明を求めることができます。詳細は、「14. その他(5)」を参照下さい。

10. プロポーザルの評価及び契約交渉順位の決定方法

- (1) 評価項目・評価配点・評価基準
「第3 プロポーザルの作成方法」別紙評価表参照。
- (2) 評価方法
「第3 プロポーザルの作成方法」別紙評価表の項目ごとに、各項目に記載された配点を上限として、以下の基準により評価(小数第一位まで採点)し、合計点を評価点とします。

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上

当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80%
当該項目については一般的なレベルに達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるレベルにある。	50%以下

なお、プロポーザル評価点が50%、つまり100満点中50点（「基準点」という。）を下回る場合を不合格とします。

(3) 契約交渉順位の決定方法

プロポーザルの評価点が最も高い者を交渉順位1位とします。なお、評価点と同じ者が2者以上あるときは、抽選により交渉順位を決定します。

1 1. 契約交渉

- (1) プロポーザル評価結果に基づき契約交渉順位1位の社から契約交渉を行います。
- (2) 契約交渉は「4. (1) 書類等の提出先」の所在地にて実施します。
- (3) 契約交渉に当たっては、当方が提示している業務仕様書（案）及び提案頂いた内容に基づき、最終的な委託業務内容を協議します。
- (4) また、当機構として契約金額（単価）の妥当性を確認するため、見積書金額の詳細内訳や具体的な根拠資料を提出いただき、各業務に係る経費を精査します。

1 2. 最終見積書の提出、契約書作成及び締結

- (1) 「1 1. 契約交渉」により合意に至った者は、速やかに合意された金額の最終見積書を提出するものとします。
- (2) 「第5 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結します。契約保証金は免除します。
- (3) 契約条件、条文については、「第5 契約書（案）」を参照してください。なお契約書（案）の文言に質問等がある場合は、「7. 企画競争説明書に対する質問」の際に併せて照会してください。
- (4) 契約書附属書Ⅱ「契約金額内訳書」（「第5 契約書（案）」参照）については、見積金額の内訳等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

1 3. 競争・契約情報の公表

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- a) 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- b) 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- a) 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- b) 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- c) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- d) 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

14. その他

(1) 機構が配布・貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業務のプロポーザル及び入札書を作成するためのみに使用することとし、複写または他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザル等は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

(3) 採用となったプロポーザル等については返却いたしません。また、不採用となったプロポーザル及び見積書の電子データ（PDFのパスワードがないので機構では開封できません）については、機構が責任をもって削除します。

(4) プロポーザル等に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」に従い、適切に管理し取り扱います。

(5) 競争参加資格がないと認められた者、プロポーザルの評価の結果契約交渉の相手先として選定されなかった者については、その理由についてそれぞれの通知日から2週間以内に説明を求めることができますので、ご要望があれば「4.

(1) 書類等の提出先」までメールでご連絡願います。

(6) 辞退理由書

当機構では、競争参加資格有の確認通知を受けた後にプロポーザルを提出されなかった者に対し、メール添付のPDFで辞退理由書の提出をお願いしております。辞退理由書は、当機構が公的機関として競争性の向上や業務の質の改善につな

げていくために、内部資料として活用させていただくものです。つきましては、

ご多忙とは存じますが、ご協力の程お願い申し上げます。
なお、内容につきまして、個別に照会させて戴くこともありますので、予めご了承ください。また、本辞退理由書にお答えいただくことによる不利益等は一切ありません。本辞退理由書は今後の契約の改善に役立てることを目的としているもので、その目的以外には使用いたしませんので、忌憚のないご意見をお聞かせいただければ幸いです。辞退理由書の様式は、様式集のとおりです。

第2 業務仕様書

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」）が実施する「茨城県・栃木県における外国人材／多文化共生の現状・課題・取組等に関する調査」に関する業務の内容を示すものです。本件受注者は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施します。

1. 業務の背景

技能実習生や留学生等、近年の外国人材の受入拡大を背景に、日本での生活や母国への還流等に際しての現状や課題を把握し、支援・貢献策を検討するため、JICAでは様々な調査（以降「先行調査」）を実施してきた。これら一連の先行調査等を通じ、日本での生活や子弟の教育などの課題に加え、多文化共生に向けた取り組みに地域差があることや、日本で習得した技能と母国での産業人材ニーズとのミスマッチによりノウハウや人材の還流等が進んでいないこと等が明らかになってきた。

また、2020年以後のコロナ禍の問題は、これらの人材にも大きな影響を及ぼし、日本に入国できない、あるいは解雇や実習打ち切りによって職を失い、今後の日本での在留の見通しが立たない等の新たな課題が発生したが、国内の感染状況改善等をふまえた11月の水際対策緩和により、受入再開が予定されている。

JICA 筑波は茨城県、栃木県を管轄している。茨城県は2019年4月に茨城県外国人材支援センターを設立、県内企業等における外国人材（特に技術・人文知識・国際業務、特定技能等）の受入れ支援を開始。また、JICAは2020年12月に茨城県と外国人材受入れ支援にかかる連携覚書を締結し（JICA 筑波が署名）、茨城県外国人材支援センターに国際協力推進員を配置、連携した取組を行っている。栃木県についても県及び県国際交流協会（国際協力推進員配置）と連携に向けた協議・調整等を行っている。両県の一部の自治体や関連団体は、外国人材の受入や多文化共生に積極的に取組んでいるが、体制や予算等から取組内容に制約や限界がある。JICA 筑波は、これらもふまえつつ、県や関連団体との具体的かつ効果的な連携事業等を模索している現状にある。

2. 業務の目的

本調査は、①外国人材の受入れ・還流、及び②地域における多文化共生、の2つの観点を主軸として実施する。先行調査結果等を踏まえつつ、JICA 筑波の管轄地域である茨城県・栃木県の状況や関係機関・関係者等にかかる調査、一部の送出国に関する調査等を行い、外国人材受入や地域における多文化共生の抱える諸課題や現在の取組内容等を把握する。その結果をふまえ、JICA と自治体や関係団体等との連携により、課題の解決に貢献し得る取組や案件を検討し、その一部をパイロット事業として実施する。これらを通じ、日本国内のみならず、還流や循環を通じた外国人材の送出国での産業人材の基盤強化にも資することを目的とする。

3. 業務の概要

- (1) 茨城県、栃木県の外国人材の現状および外国人材受入れにあたっての課題、県や基礎自治体、関係団体等による多文化共生の取組の現状・課題について、既存資料の収集・整理・分析等を行う。また、県をはじめとした自治体・関連団体・企業・外国人材等のヒアリングを実施する。

- (2) インドネシア、ベトナムなど、茨城県の重点国や両県と連携した事業が想定される国における外国人材送出にかかる現状や、準備・研修等にかかる課題分析等を、既存資料の収集・分析、ヒアリング等により行う。
なお、必要があれば、発注者と協議の上で2年次に、海外での追加調査を行うことはあり得るが、海外での調査の必要性等は、後述する支援・貢献メニューの検討時にあわせて検討する。
- (3) 外国人材の受入や還流、多文化共生にかかる茨城県・栃木県の取組や両県に所在の関係団体とその取組内容等を整理し、JICA との連携可能性を検討する。
- (4) JICA がこれら自治体や団体等と連携して行う支援・貢献メニューを検討・提案するとともに、早期に着手可能な取組についてパイロット事業候補の素案を準備する。(2年次)
- (5) これら調査結果、及び JICA・各県・関係団体等とのさらなる協議をふまえて候補案件を絞り込み、パイロット事業(内容等によってはその一部、もしくは事業の準備・支援等)を実施する。(2年次)

4. 業務実施上の留意点・条件

- (1) 当該課題に関する調査は、これまでに JICA の他の国内拠点、及び JICA 以外の団体等でも実施している。本調査実施にあたっては、これら既存のデータ、情報、分析結果を積極的に活用し、効率的に行う。
- (2) 本調査の趣旨から、外国人材受入に関する主な対象者は「開発途上国から日本に一時的に滞在し、就労や実習を行い、将来的に出身国で活躍することが期待される人材」を想定する。具体的には、開発途上国からの、技能実習、特定技能、技術・人文知識・国際業務、留学、日系人等が、本調査の結果として主な対象となる「外国人材」と想定する。なお、具体的な取組等の検討にあたっては、JICA 筑波の主要な連携先である「茨城県外国人材支援センター」においては、特定技能、技術・人文知識・国際業務、留学を主な対象としていることに留意の上、必要に応じて連携しながら業務を実施すること。
- (3) 主たる対象分野については、農業、医療福祉、民間セクター、社会基盤インフラ(運輸・交通)、情報通信(ICT)等とするが、茨城県及び栃木県における産業界の現状、人材の需給等を踏まえた地域の人材ニーズも勘案する。なお、課題の解決に貢献し得る取組等については、開発途上地域における職業訓練や労働者の人権保護等も念頭において提案・検討を行うこと。
- (4) 本調査では、情報収集・整理・分析等の結果を、以下の JICA 事業もしくは JICA と自治体や関連団体が連携した取組に結びつけていくことを前提とし、調査対象・内容が多様であることを念頭に、必要な調査の方法・内容を提案すること。
 - ①外国人材と受入企業・団体・農家等へのマッチング、外国人材育成・帰国後フォロー支援等(各自治体の事業・取組等との連携を想定)
 - ②外国人材受入地域住民・企業における多文化共生の推進支援(自治体や国際交流協会等の団体、NPO 等との連携を想定)
 - ③外国人材向け生活環境(教育環境含む)の改善・整備支援
 - ④草の根技術協力事業(特に外国人材還流の取組に資する案件)
 - ⑤中小企業・SDGs ビジネス支援事業(特に外国人材の還流に資する案件)等
- (5) 支援・貢献メニューの提案にあたっては、在留資格等に関連する法令上の改正

に関わるようなものは対象としない。

- (6) 茨城県は1.に記載のとおり外国人材受入にかかる取組を積極的に進めてきているため、本調査は、県のこれまで取り組みを踏まえ効率的に実施する。なお、茨城県の取組等にかかる情報の取り扱いについては、県の意向をふまえ、十分に留意して取り扱うこと。

5. 業務の内容

(1) 調査計画書の作成・提出

調査全体の方針・方法、調査対象地域・機関、調査内容等に加え、支援・貢献メニュー検討に当たっての主なポイントなどを含む調査計画を検討し、レポート(パワーポイントでも可)にまとめたうえで発注者に内容を説明・協議し、承認を得る。

なお調査計画検討にあたり、JICA 筑波が入手した所管地域での自治体や団体の取組にかかる資料等のうち、共有可能なものを提供する予定。同資料をふまえて計画を検討のこと。

調査計画策定にあたっては、茨城県及び栃木県の特徴を踏まえたうえで、JICA が実施した先行調査等の結果を参照し、地域差によらない普遍的または一般的事実については重複を避け、新規の情報収集・分析が必要な事項を絞り効率的に調査を行うよう留意する。

(2) 関連情報の収集・分析

以下の関連情報の収集・分析を行う。に当たっては、事前に調査項目、調査対象となる既存資料、調査方法、調査対象地域・機関等を発注者に説明し確認を得る。

- ① 茨城県及び栃木県在住の外国人材の現状調査・分析に関しては、上記「4. 業務実施上の留意点・条件」の(2)に示す外国人材を中心に、外国人就労者に関連する全ての在留資格を対象とする。各種既存調査結果等を踏まえて、在留資格別、国籍別、自治体別の人数等基本的な情報、両県及び主要な基礎自治体での外国人材受入や多文化共生にかかる対応をまとめる。また、JICA 筑波が所在するつくば市は調査対象に含める。外国人材受入にかかる現状調査および分析については、時間の推移による状況の変化とその結果を生み出している理由も含めてまとめること。
- ② 茨城県及び栃木県における外国人の送出し、受入れ、就労、生活、教育等において一定の役割を担っている団体等をリスト化し、ウェブサイト等の公開情報から基礎情報を整理する。
- ③ 中小企業・SDGs ビジネス支援事業対象と想定される企業については、上記「4. 業務実施上の留意点・条件」の(3)に示す主要な対象分野に関して、茨城県及び栃木県における受入れ外国人材の活用状況を整理・分析した上で、外国人送出し国において生産現場や拠点、取引先等を有している茨城県及び栃木県の企業(中小企業・大企業)のロングリストを作成し、母国に還流した外国人材の雇用等による活用可能性を検討する。
- ④ 上記①～③の基本情報および既存調査結果等を踏まえ、課題の特定・分析に必要なヒアリング対象地域・機関等を検討する。
想定する主なヒアリング対象候補先と数量は以下の通り。これらに加え、可

能であれば外国人技能実習機構（OTIT）の東京事務所や水戸支所、東京出入局在留管理局の水戸出張所、宇都宮出張所などの訪問も検討する。
 具体的な団体等や数量については、契約交渉時及び調査実施中に、発注者と受注者で協議の上、確定する。

ヒアリング候補先	数量（想定）
・茨城県、栃木県及び両県の基礎自治体 ※多文化共生関連部署及び労働商工関連部署	茨城県、栃木県各 県 4-6 自治体
各県・市町国際交流協会	各県 3 カ所程度
民間企業（外国人受入れ／雇用企業）	各県 5 社程度
監理団体	各県 3-5 団体程度
NPO／NGO 等団体	各県 3-5 団体程度
技能実習生等の外国人材	各県 10-15 名程度

- ⑤ 課題の特定・分析は、外国人の送出し、受入れ、就労、生活（家族を含む）、子供の教育等一連のステージを考慮し、多文化共生の視点も含め、行うこととする。調査に際しては、これまで多くの外国人を受け入れてきた茨城県及び栃木県における自治体の特徴（例えば外国人集住地域の分布、就労業種、自治体や NGO 等による支援体制等）を踏まえた視点を調査に加味する。
 - ⑥ JICA 筑波が農業にかかる研修事業を実施、施設を有すること等を踏まえ、農業に従事する外国人材や同人材を受け入れる団体・企業等の研修ニーズ調査を含めること（農家・外国人材等への聞き取りなど）。
 - ⑦ 新型コロナウイルスの感染拡大が外国人材に及ぼした影響や、2021 年 11 月の水際対策緩和による入国再開に伴う状況変換等について確認・検討する。
 - ⑧ 上記②で作成したリストの中で、特に JICA の外国人材支援・多文化共生推進の方向性に整合する目的意識等を有する自治体、各種法人、企業、NGO/NPO（非法人の市民組織を含む）等についてショートリストを作成し、JICA との連携可能性について整理する。
 - ⑨ 先行調査の結果などから、他地域、団体等で参考となりうる課題解決に成果を出している具体的事例を取りまとめる。
 - ⑩ 外国人材の受入・還流に貢献する企業連携の裾野を広げるためのアプローチや、広報すると効果的と思われる産業団体や方策を検討する。
- (3) 中間報告書の作成
 上記(2)の結果をとりまとめ、中間報告書(案)を作成する。同報告書(案)には上記(2)⑧の連携可能性のあるパートナーのショートリスト及び可能性のある内容案の記載を含める。発注者のコメントを踏まえ、期限までに中間報告書として取りまとめ提出する。
- (4) 国内外での支援・貢献メニューを検討、提案（以下 2 年次）
- ① 上記(2)⑧で作成したショートリストの中から、4.(4)①から⑤に該当する事業として実施可能性の高い取組や事業の提案を行う。取組・事業の提案数については、各県 3-5 件程度を目安とするが、事前に発注者と十分な

- 調整を行う。
- ② 支援・貢献メニューの検討にあたり、既存の報告における提案等が茨城県及び栃木県にも該当するか、レビューを簡潔に行い、茨城県及び栃木県に特有の事項があれば適宜追加する。
 - ③ 上記①の提案にあたり、茨城県については、県及び茨城県外国人材支援センターが県内優良企業・団体等に対し支援を行うとともに、新たな外国人材受入や環境整備の取組も独自に検討している。それら支援や事業と連携した取組等の可能性も検討する。
また、栃木県については、県国際交流協会（TIA）が多文化共生にかかる取組を、他の自治体や団体等とも連携して実施しており、そうした事業との連携またはそれらを発展させた取組等の可能性も検討する。
 - ④ 上記①の提案にあたり、連携可能性があるパートナーに関する追加調査や協議等が必要な場合は実施する。
 - ⑤ 草の根技術協力事業候補案件の場合には、事業提案書の素案作成に資する資料（概要書、A4版1頁程度）を作成する。中小企業・SDGsビジネス支援事業の場合には、茨城県及び栃木県において該当し得る企業を情報収集・整理した上で、企画書作成の参考となる資料をA4版1頁程度の分量で作成する。
 - ⑥ これら案件の検討や提案にあたっては、JICAのホームページから該当事業の説明や募集要領を確認し、外国人材の循環、還流の趣旨を理解したうえで事業提案書作成の手引きやガイドライン等を参考に準備する。また、本調査の過程において、関係者にJICA事業として採択されるかのような過度な期待を抱かせることがないよう留意する。
 - ⑦ これらの情報を整理し、支援・貢献メニュー（案）として取りまとめ、発注者のコメントをふまえ修正する。
- (5) 支援・貢献メニューの絞り込み及びパイロット事業の計画
- ① 上記(4)①で提案した事業・取組の中から3-4件程度を選定し、パイロット事業を計画する。提案事業が短期間で終わらない内容の場合は、その事業の立ち上げ支援や一部の実施をパイロット事業とすることも検討可能だが、発注者と事前に十分に協議のこと。選定にあたっては、事業の成果が期待できること、及び事業終了後にも対象となった団体が自立的、継続的に活動できることに留意する。また、受注者は、選定にあたり事前に選定の基準、理由等について発注者に説明し、発注者との十分な協議の上、選定を行い、発注者の了解を取ること。(2021年5月下旬を想定)
 - ② パイロット事業実施に関連して、インドネシア、ベトナムなど、事業が想定される送出国における現地での追加調査が必要となる場合等は、この支援メニュー絞り込みの段階で発注者と協議し、パイロット事業実施段階での実施の可否等を検討する。
- (6) パイロット事業の実施
- ① 上記(5)で絞り込んだパイロット事業を実施する。
 - ② パイロット事業は、本調査受注者がプロマネとして、対象となる団体等を支援しつつ活動を実施することを想定し、契約期間内に納まる範囲とする。具体的な内容については、発注者と随時協議の上、決定する。

- ③ 本パイロット事業実施に関する受注者の業務、必要経費については、その内容が固まった段階で契約変更を行うこととし、受注者は契約変更に必要な各種書類を準備すること。
- ④ なお、本パイロット事業は、現時点では、国内だけで行うもの、国内に加え海外の機関等も連携して実施するもの、の双方を想定している。

(7) 最終報告書及びセミナー

中間報告書（案）を最終化し、パイロット事業の内容、成果を加えた最終報告書（案）として作成し、発注者のコメントを踏まえ、期限までに最終報告書として取りまとめ提出する。

また最終報告書に記載の中で、広く共有可能な内容やパイロット事業での取組みなどについて、公開セミナーを行う。

6. 成果物・業務提出物・提出期限

下記（１）、（４）、（５）を業務提出物、（２）、（３）、（６）～（８）を成果物として指定の提出期限までに提出すること。

- （１）業務計画書：和文３部（提出期限：契約締結後 10 営業日以内）
- （２）中間報告書（案）：和文３部（提出期限：2022 年 3 月上旬頃）
（発注者からのコメントは 5 営業日以内とする）
- （３）1 年次経費確定（精算）報告書（提出期限：2022 年 3 月上中旬）
- （４）支援・貢献メニュー（案）（提出期限：2022 年 5 月中旬頃）
- （５）最終報告書（案）：和文３部（提出期限：2022 年 12 月上旬）
- （６）最終報告書：和文 10 部（製本版）及び CD-R 1 枚（提出期限：2023 年 1 月上旬）
- （７）業務完了報告書：和文 1 部（提出期限：2023 年 1 月下旬）
- （８）経費確定（精算）報告書（提出期限：2023 年 1 月下旬）

7. 業務従事者および想定業務量

業務従事者の構成分野は以下を想定している。業務の内容及び工程を考慮の上、より適切な要因構成がある場合は、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。以下に示す業務量は目安であり、受注者を拘束するものではない。応札者は本仕様書に基づいて必要とされる業務量を勘案し、見積金額を積算すること。

	2021 年度	2022 年度
(1) 想定業務量	7.5 人月 (P/M)	6.25 人月 (P/M)
※2022 年度実施を想定しているパイロット事業期間を除く		
(2) 業務従事者		
①総括/連携事業可能性調査 (1 名:2 号)	1.5 人月 (P/M)	1.5 人月 (P/M)
②外国人材受入実態・課題調査 (2~3 名)	2.5 人月 (P/M)	1.0 人月 (P/M)
③多文化共生調査 (1~2 名)	2.0 人月 (P/M)	0.75 人月 (P/M)
④送出国調査 (1~2 名)	1.0 人月 (P/M)	0.75 人月 (P/M)
⑤支援・貢献メニュー・ODA 案件化調査 (1 名)	0.5 人月 (P/M)	1.5 人月 (P/M)
⑥イベント企画・運営 (1 名)	0.0 人月 (P/M)	0.75 人月 (P/M)

8. 閲覧資料／配布資料等

〈公開資料〉

- (1) JICA 北海道「北海道における外国人材の現状・課題等に関する調査」
2020年3月
<https://www.jica.go.jp/sapporo/enterprise/survey/index.html>
- (2) JICA 東北「東北における外国人材の現状・課題等に関する調査報告書」
<https://www.jica.go.jp/tohoku/enterprise/survey/ku57pq00000m0do3m-att/202003.pdf>
- (3) JICA 九州「九州における外国人材の現状・課題等に関する調査報告書」
https://www.jica.go.jp/kyushu/enterprise/survey/ku57pq00000m0rgy-att/report_2019_01.pdf
- (4) JICA 中部「中部 4 県における外国人材の現状・課題等に関する調査 最終報告書」
<https://www.jica.go.jp/chubu/topics/2021/ku57pq00000mqepw-att/ku57pq00000mqeqo.pdf>
- (5) JICA 沖縄「沖縄県における外国人材と多文化共生の現状・課題等に関する調査報告書」
<https://www.jica.go.jp/okinawa/topics/2021/ku57pq00000mi1o4-att/ku57pq00000mi1ow.pdf>

第3 プロポーザル作成要領

プロポーザルを作成するにあたっては、「第2 業務仕様書」ならびに本項別紙「評価表」に明記されている内容等をプロポーザルに十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. プロポーザルの構成と様式

プロポーザルの構成は以下のとおりです。

プロポーザルに係る様式については、以下のサイトを参考としてください。ただし、あくまで参考様式としますので、応募者独自の様式を用いても結構です。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/proposal.html>

- (1) 応募者の経験・能力等
 - 1) 類似業務の経験
 - a) 類似業務の経験（一覧リスト）……………（参考：様式1（その1））
 - b) 類似業務の経験（個別）……………（参考：様式1（その2））
 - 2) 資格・認証等……………（任意様式）
- (2) 業務の実施方針等……………（任意様式）
 - 1) 業務実施の基本方針（留意点）・方法
 - 2) 業務実施体制（要員計画・バックアップ体制）
 - 3) 業務実施スケジュール
- (3) 業務総括者の経験・能力等
 - 1) 業務総括者の推薦理由……………（任意様式）
 - 2) 業務総括者の経験・能力等……………（参考：様式2（その1, 2））
 - 3) 特記すべき類似業務の経験……………（参考：様式2（その3））

2. プロポーザル作成に係る要件・留意事項

本業務に係るプロポーザル作成に際して、留意頂くべき要件・事項について、以下のとおり整理します。

- (1) 応募者の経験・能力等
 - 自社が業務を受注した際に適切かつ円滑な業務が実施できることを証明するために参考となる、応募者の類似業務の経験、所有している資格等について、記載願います。
 - 1) 類似業務の経験
 - 類似業務とは、業務の分野、サービスの種類、業務規模などにおいて、蓄積された経験等が当該業務の実施に際して活用できる業務を指します。類似業務の実績を「様式1（その1）」に記載ください。原則として、過去10年程度の実績を対象とし、最大でも5件以内としてください。
 - また、業務実績の中から、当該業務に最も類似していると考えられる実績（3件以内）を選び、その業務内容（事業内容、サービスの種類、業務規

模等)や類似点を「様式1(その2)」に記載して下さい。特に、何が当該業務の実施に有用なのかが分かるように簡潔に記述して下さい。

2) 資格・認証等

以下の資格・認証を有している場合は、その証明書の写しを提出願います。

- 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)
- 次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定またはプラチナくるみん認定)
- 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースエール認定)
- マネジメントに関する資格(ISO9001等)
- 個人情報保護に関する資格(プライバシーマーク等)
- 情報セキュリティに関する資格・認証(ISO27001/ISMS等)
- その他、本業務に関すると思われる資格・認証

(2) 業務の実施方針等

業務仕様書に対する、応募者が提案する業務の基本方針、業務を実施するために用いようとしている方法や手法などについて記述して下さい。記述は、全体で10ページ以内を目途として下さい。

※パイロット事業実施に関する受注者の業務(「第二 業務仕様書」の「5.(6)」の部分)については、その内容が固まった段階で契約変更を行うため、プロポーザルには含めない。

1) 業務実施の基本方針(留意点)・方法

業務仕様書について内容を把握のうえ、そのような方針・方法で業務に臨むのか、当該業務の目的等を理解したうえでどのような事柄に留意し業務を実施するのかを十分に検討し、業務ごとに提案願います。

各種提案に当たっては、本説明書に示した業務内容を基本とし、提案者の特徴を活かした提案内容として下さい。

2) 業務実施体制、要員計画

業務仕様書に記載の業務全体をどのような実施(管理)体制(直接業務に携わる業務従事者のみならず、組織としてまたは組織の外部におけるバックアップ体制を含む。)、要員計画(業務に必要な業務従事者数、その構成、資格要件等)等で実施するのか、提案願います。実施(管理)体制の方針、考え方についても、併せて記載願います。

なお、要員計画については、全体計画の記載を求めるものであり、個々の業務従事者の個別の人員配置計画を求めるものではありません。

3) 業務実施スケジュール

業務実施にあたっての作業工程をフローチャート・作業工程計画書等で作成願います。

(3) 業務総括者の経験・能力等

業務を総括する方の経験・能力等(類似業務の経験、実務経験及び学位、資格等)について記述願います。

1) 業務総括者の推薦理由

応募者が、業務総括者を推薦する理由を、400字以内で記載下さい。

2) 業務総括者の経験・能力等

以下の要領に従い、記載下さい。

- 「取得資格」は、担当業務に関連する取得資格について、その資格名、分野やレベル、取得年月日を記載するとともに、可能な限りその認定証の写しを添付して下さい。
 - 「学歴」は、最終学歴のみを記載ください。
 - 「外国語」は、英語の資格名を記載してください。また、保有する資格の種類、スコア、取得年を記載下さい。
 - 「現職」は、現在の所属先の名称、所属先に採用された年月、部・課及び職位名を記載し、職務内容を1～2行で簡潔に記載して下さい。また、所属先の確認を行うため、雇用保険については、確認（受理）通知年月日、被保険者番号、事業所番号、事業所名略称を記載して下さい。
 - 「職歴」は、所属先を最近のものから時系列順に記載し、所属した主要会社・部・課名及び主な職務内容につき、簡潔に記載ください。
 - 「業務従事等経験」は、現職の直前の所属先から新しい順に、所属先の名称、所属した期間、部・課及び職位名を記載し、職務内容を1～2行で、簡潔に記載して下さい。
 - 「担当業務」については、各々の業務に従事した際の担当業務を正確に示すようにしてください。
 - 「研修実績等」については、担当業務に関連する研修歴を記載し、可能な限りその認定書等の写しを添付願います。
 - 職歴、業務等従事経験が、「様式2（その1）」だけでは記載しきれない場合には、「様式2（その2）」に記入して下さい。
- 3) 特記すべき類似業務の経験
- 記載にあたっては、当該業務に類似すると考えられる業務経験の中から、業務総括者の業務内容として最も適切と考えられるものを3件まで選択し、類似する内容が具体的に分かるように、「様式2（その3）」に業務の背景と全体業務概要、担当事項及び当該業務との関連性について記載ください。

別紙：評価表（評価項目一覧表）

評価表（評価項目一覧表）

評価項目	評価基準（視点）	配点
1. 応札者の経験・能力等		30
(1) 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ●類似業務については実施件数のみならず、業務の分野（内容）と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。特に評価する類似案件としては、外国人材を含む労働・雇用事情に関する各種調査業務とする。外国人材・多文化共生に関する案件に対し、高い評価を与える。 ●概ね過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。 	20
(2) 資格・認証等	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の資格・認証を有している場合に加点する。 <ul style="list-style-type: none"> ・マネジメントに関する資格（ISO9001等） ・情報セキュリティに関する資格・認証（ISO27001/ISMS、プライバシーマーク等） ・女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」を受けている場合は評価する。 ・次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定・プラチナくるみん認定」を受けている場合は評価する。 ・若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は評価する。 ・その他、本業務に関すると思われる資格・認証 	10
2. 業務の実施方針等		40
(1) 業務実施の基本方針（留意点）・方法	<ul style="list-style-type: none"> ●業務の目的及び内容等に基づき業務実施のクリティカルポイントを押さえ、これに対応する業務方針が示されているか。 ●提案されている業務の方法については、具体的かつ現実的なものか。 ●その他本業務の実施に関連して評価すべき提案事項があるか 	25
(2) 業務実施体制、要員計画	<ul style="list-style-type: none"> ●提示された業務の基本方針及び方法に見合った実施（管理）体制や要員計画が具体的かつ現実的に提案されているか、業務実施上重要な専門性が確保されているか。具体性のないあいまいな提案となっていないか。 ●要員計画が適切か（外部の人材に過度に依存していないか。主要な業務で外注が想定されていないか）。 	10
(3) 業務実施スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ●具体的かつ現実的なスケジュール案が提示されているか。 	5
3. 業務従事者の経験・能力		30
(1) 業務総括者		
1) 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ●類似業務については実施件数のみならず、業務の分野（内容）と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。特に評価する類似案件としては、外国人材・多文 	10

	<p>化共生に関する各種調査業務とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●概ね過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。 	
2) 業務総括者としての経験	<ul style="list-style-type: none"> ●最近10年の総括経験にプライオリティをおき評価する。 	3
3) その他学位、資格等	<ul style="list-style-type: none"> ●発注業務と関連性の強い学歴(専門性)、資格、業務経験などがあるか。 ●その他、業務に関連する項目があれば評価する。 	3
(2) 外国人材受入実態・課題調査業務従事者	<ul style="list-style-type: none"> ●類似業務については実施件数のみならず、業務の分野(内容)と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。特に評価する類似案件としては、外国人材・多文化共生に関する各種調査業務とする。 ●概ね過去7年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。 ●その他、業務に関連する経験・資格等があれば評価する。 	7
(3) 支援・貢献メニュー・ODA案件化調査業務従事者	<ul style="list-style-type: none"> ●類似業務については実施件数のみならず、業務の分野(内容)と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。特に評価する類似案件としては、外国人材・多文化共生に関する各種調査業務および各種協力案件形成調査調査とする。 ●概ね過去7年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。 ●その他、業務に関連する経験・資格等があれば評価する。 	7

第4 見積書作成及び支払について

1. 見積書の作成について

経費の見積もりに当たっては、「第2 業務仕様書」に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。見積書作成の上での留意点は以下のとおりです。

- (1) 可能な範囲で詳細な内訳をつけて見積書を作成してください。当該業務の実施において想定される経費の費目構成は、以下のとおりです。見積書の様式は任意としますが、これらの費目を網羅するようにしてください。なお、必要に応じ、項目の統合、削除、追加することも可能です。この場合、プロポーザルにもその旨記載ください。

＜想定される経費の費目構成＞

※パイロット事業実施に関する受注者の業務、必要経費（「第2 業務仕様書」の「5.（6）」の部分）については、その内容が固まった段階で契約変更を行うため、見積書には含めない。

- 1) 直接人件費
 - a) 総括/連携事業可能性調査（1名）
 - b) 在住外国人実態・課題調査（2～3名）
 - c) 多文化共生調査（1～2名）
 - d) 送出国調査（1～2名）
 - e) 支援・貢献メニュー・ODA 案件化調査（1名）
- 2) 旅費
 - a) 交通費
 - b) 日当・宿泊
- 3) 報告書作成費
- 4) 一般業務費
 - a) 一般雇人費
 - b) 車両関連費
- 5) 一般管理費 35%

- (2) 消費税を計上してください。
- (3) 契約交渉順位一位となった応募者については、上記（1）で作成いただいた見積書及び内訳書に基づき契約交渉を行い、各業務に係る経費の契約金額および精算対象とする経費を決定します。契約交渉の際には、経費の妥当性を確認するため、より詳細な内訳や見積書の各金額の根拠資料も提出いただきます。
- (4) 契約交渉が成立した場合、上記契約交渉を踏まえた最終見積書を提出いただきます。最終見積書の形式については契約交渉時に決定します。

2. 支払について

- (1) 支払いは、年度毎の部分確定払いとします。

- (2) 受注者には、年度毎の業務完了後、発注者に対し業務完了届および経費精算報告書を提出いただきます。業務の完了や成果物等の検査に合格し、精算金額の確定を受けた後、発注者は受注者からの請求に基づき、支払います。詳細は添付の契約書（案）を参照ください。

3. その他留意事項

- (1) 精算手続きに必要な「証拠書類」とは、「その取引の正当性を立証するに足りる書類」を示し、領収書又はそれに代わるものです。証拠書類には、①日付、②宛名（支払者）、③領収書発行者（支払先）、④受領印又は受領者サイン、⑤支出内容が明記されていなければなりません。
- (2) 受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加する場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合に、契約変更を行うことができます。受注者は、このような事態が起きた時点で速やかに担当事業部と相談して下さい。
- (3) 謝金の支払いを実施していただく際、支払相手方が個人の場合には、原則として源泉徴収の手続きを実施していただく必要があります。業務内容によっては、旅費・交通費についても源泉徴収の対象となります。詳細は、発注者に確認下さい。

以上

第2条 受注者は、本契約締結日から起算して10営業日（営業日とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く月曜日から金曜日までの日をいう。以下、同じ。）以内に、業務仕様書に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（権利義務の譲渡等）

第3条 受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託又は下請負の禁止）

第4条 受注者は、業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者が、前項ただし書の規定により業務の一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、次の各号の条件が課されるものとする。

（1）受注者は発注者に対し、本契約により生ずる一切の義務を免れるものではなく、また、受託者又は下請負人の役職員を受注者の役職員とみなし、当該役職員が本契約により生ずる受注者の義務に違反した場合は、受注者が責任を負うものとする。

（2）発注者は、受注者に対して、受託者又は下請負人の名称その他必要な事項の通知を求めることができる。

（3）第18条第1項第8号イからトまでのいずれかに該当する者を受託者又は下請負人としてはならない。

（監督職員）

第5条 発注者は、本契約の適正な履行を確保するため、独立行政法人国際協力機構筑波センター連携推進課長の職にある者を監督職員と定める。

2 監督職員は、本契約の履行及び業務の実施に関して、次に掲げる業務を行う権限を有する。

（1）第1条第5項に定める書類の受理

（2）本契約に基づく、受注者又は次条に定める受注者の業務責任者に対する指示、承諾及び協議

（3）本契約に基づく、業務工程の監理及び立会

3 前項における、指示、承諾、協議及び立会とは、次の定義による。

（1）指示 監督職員が受注者又は受注者の業務責任者に対し、監督職員の所掌権限に係る方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。

（2）承諾 受注者又は受注者の業務責任者が監督職員に報告し、監督職員が所掌権限に基づき了解することをいう。

（3）協議 監督職員と受注者又は受注者の業務責任者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

（4）立会 監督職員又はその委任を受けたものが作業現場に出向き、業務仕様書

に基づき業務が行われているかを確認することをいう。

- 4 第2項第2号の規定に基づく監督職員の指示、承諾及び協議は、原則としてこれを書面に記録することとする。
- 5 発注者は、監督職員に対し本契約に基づく発注者の権限の一部であって、第2項で定める権限以外のものを委任したときは、当該委任した権限の内容を書面により受注者に通知しなければならない。
- 6 発注者は、監督職員を通じて、受注者に対し、いつでも本契約の業務の履行状況の報告を求めることができる。

(業務責任者)

- 第6条 受注者は、本契約の履行に先立ち、業務責任者を定め、発注者に届出をしなければならない。発注者の同意を得て、業務責任者を交代させたときも同様とする。
- 2 受注者は、前項の規定により定めた業務責任者に、業務の実施についての総括管理を行わせるとともに、発注者との連絡に当たらせなければならない。
 - 3 業務責任者は、本契約に基づく受注者の行為に関し、受注者を代表する権限(ただし、契約金額の変更、作業項目の追加等業務内容の重大な変更、履行期間の変更、損害額の決定、本契約に係る支払請求及び金銭受領の権限並びに本契約の解除に係るものを除く。)を有するものとする。

(業務内容の変更)

- 第7条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により業務内容の変更を求めることができる。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
 - 3 第1項により業務内容を変更する場合において、履行期間若しくは契約金額を変更する必要があると認められるとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者及び受注者は、変更後の履行期間及び契約金額並びに賠償額について協議し、当該協議の結果を書面により定める。
 - 4 第2項の場合において、受注者に増加費用が生じたとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者はその費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者及び受注者は、負担額及び賠償額を協議し、当該協議の結果を書面により定める。

(一般的損害)

- 第8条 業務の実施において生じた損害(本契約で別に定める場合を除く。)については、受注者が負担する。ただし、発注者の責に帰すべき理由により生じた損害については、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第9条 業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して賠償を行わなければならない場合は、受注者がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する損害の発生が発注者の責に帰すべき事由による場合は、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者

の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りでない。

- 3 前二項の場合において、その他業務の実施に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、発注者、受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

(検査)

第 10 条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。この場合において、発注者が認める場合は、受注者は、第 14 条に規定する経費確定（精算）報告書に代えて、附属書Ⅱ「契約金額内訳書」（以下「契約金額内訳書」という。）に規定する単価等に基づき確定した経費の内訳及び合計を業務完了届に記載することができる。

- 2 業務の完了前に、業務仕様書において可分な業務として規定される一部業務が完了した場合は、受注者は、当該部分業務に係る業務完了届を提出することができる。発注者が受注者に対し、当該部分業務に係る業務完了届の提出を求めたときは、受注者は、遅滞なく業務完了届を提出しなければならない。

- 3 発注者は、前 2 項の業務完了届を受領したときは、その翌日から起算して 10 営業日以内に当該業務について確認検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

(債務不履行)

第 11 条 受注者の責に帰すべき理由により、受注者による本契約の履行が本契約の本旨に従った履行と認められない場合、又は、履行が不能になった場合は、発注者は受注者に対して、完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。この場合において、本契約の目的が達せられない場合は、発注者は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(成果物等の取扱い)

第 12 条 受注者は、業務仕様書に成果物（以下「成果物」という。）が規定されている場合は、成果物を、業務仕様書に成果物が規定されていない場合は、業務実施報告書（以下「業務実施報告書」という。）を、第 10 条第 1 項及び第 2 項に規定する業務完了届に添付して提出することとし、第 10 条第 3 項に規定する検査を受けるものとする。

- 2 前項の場合において、第 10 条第 3 項に定める検査の結果、成果物及び業務実施報告書について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、第 10 条第 3 項の規定を準用する。

- 3 受注者は、業務仕様書に業務提出物（以下、「業務提出物」という。）が規定されている場合は、業務提出物を業務仕様書の規定（内容、形態、部数、期限等）に基づき提出し、監督職員の確認を得なければならない。

- 4 受注者が提出した成果物、業務実施報告書及び業務提出物（以下総称して「成果物等」という。）の所有権は、それぞれ第 10 条第 3 項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に、受注者から発注者に移転する。

- 5 受注者が提出した成果物等の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条所定の権利を含む。）は、業務仕様書にて別途定めるもの及び受注者又は第三者が従来から著

作権を有する著作物を除き、それぞれ第 10 条第 3 項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に受注者から発注者に譲渡されたものとし、著作権が受注者から発注者に譲渡された部分の利用又は改変については、受注者は発注者に対して著作権人行使しないものとする。また、成果物等のうち、受注者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、これら著作物を発注者が利用するために必要な許諾を発注者に与えるものとし、第三者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、責任をもって第三者から発注者への利用許諾を得るものとする。

- 6 前項の規定は、第 11 条、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項の規定により本契約を解除した場合についても、これを準用する。

(成果物等の契約不適合)

- 第 13 条 発注者は、成果物等に業務仕様書との不一致その他契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、発注者がその契約不適合を知った日から 1 年以内にその旨を通知した場合に限り、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、契約金額の減額を請求し又はこれらに代え、若しくはこれらと併せて損害の賠償を請求することができる。
- 2 発注者は、成果物等に契約不適合があるときは、発注者がその契約不適合を知った日から 1 年以内に受注者にその旨を通知した場合に限り、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 前二項において受注者が負うべき責任は、前条第 1 項及び第 2 項の検査の合格又は前条第 3 項の監督職員の確認をもって免れるものではない。

(経費の確定)

- 第 14 条 受注者は、履行期間末日の翌日から起算して 30 日以内に、発注者に対し、経費確定（精算）報告書（以下「経費報告書」という。）を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。
- 2 受注者は、第 10 条第 2 項に定める可分な業務にかかる業務完了届を提出する場合は、当該業務完了届の提出日の翌日から起算して 30 日以内に、発注者に対し、当該業務に係る経費報告書を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。
- 3 受注者は、契約金額内訳書のうち精算を必要とする費目についての精算を行うに当たっては、経費報告書の提出と同時に必要な証拠書類一式を発注者に提出しなければならない。
- 4 発注者は、第 1 項及び第 2 項の経費報告書及び前項の必要な証拠書類一式を検査のうえ、契約金額の範囲内で発注者が支払うべき額（以下「確定金額」という。）として確定し、経費報告書を受領した日の翌日から起算して 30 日以内に、これを受注者に通知しなければならない。
- 5 前項の金額の確定は、次の各号の定めるところにより行うものとする。
- (1) 業務の対価（報酬）
契約金額の範囲内において、定められた単価及び実績による。

(2) 直接経費

契約金額の範囲内において、領収書等の証拠書類に基づく実費精算による。ただし、日当・宿泊料、国内旅費、報告書作成費、一般業務費については、契約金額内訳書に定められた単価及び実績による。

- 6 受注者は、発注者から前項の直接経費に係る証拠書類の提出の省略を認められた場合は、これらを整備し、履行期間の満了した事業年度の翌年度の4月1日から起算して10年の間、自らこれを保管し、発注者からの要求があったときは、遅滞なく原本を提示しなければならない。

(支払)

第15条 受注者は、第10条第3項による検査に合格し、前条第4項の規定による確定金額の決定通知を受けたときは、発注者に確定金額の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日の翌日から起算して30日以内に支払を行わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者の支払請求を受理した後、その内容の全部又は一部に誤りがあると認めるときは、その理由を明示して当該請求書を受注者に返付することができる。この場合は、当該請求書を返付した日から是正された支払請求を発注者が受理した日までの期間の日数は、前項に定める期間の日数に算入しないものとする。

(履行遅滞の場合における損害の賠償)

第16条 受注者の責に帰すべき理由により、履行期間内に業務を完成することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は受注者に履行遅滞により発生した損害の賠償を請求するとともに、成果物等の引渡しを請求することができる。

- 2 前項の損害賠償の額は、契約金額から既に引渡しを受けた成果物等に係る部分に相当する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、履行期間が経過した時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する利率（以下「本利率」という。）で算出した額とする。
- 3 発注者の責に帰すべき理由により、発注者が第15条に従って支払義務を負う確定金額の支払が遅れた場合は、受注者は、当該確定金額のうち未受領の金額につき、遅延日数に応じ、本利率で算出した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(天災その他の不可抗力の扱い)

第17条 自然災害又は暴動、ストライキ等の人為的な事象であって、発注者、受注者双方の責に帰すべからざるもの（以下「不可抗力」という。）により、発注者、受注者いずれかによる履行が遅延又は妨げられる場合は、当事者は、その事実発生後遅滞なくその状況を書面により本契約の相手方に通知しなければならない、また、発注者及び受注者は、通知後速やかに書面にて不可抗力の発生の事実を確認し、その後の必要な措置について協議し定める。

- 2 不可抗力により生じた履行の遅延又は不履行は、本契約上の義務の不履行又は

契約違反とはみなさない。

(発注者の解除権)

第 18 条 発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責に帰すべき事由により、本契約の目的を達成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (3) 受注者が第 20 条第 1 項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出、本契約の履行を果たさないとき。
- (4) 第 23 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為があったとき。
- (5) 受注者に不正な行為があったとき、又は発注者の名誉ないし信用を傷つける行為をしたとき。
- (6) 受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。
- (7) 受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
- (8) 受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。
 - イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会的勢力」という。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であると認められるとき。
 - ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ニ 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
 - ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ヘ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - チ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注

者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

又 その他受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。

- 2 前項の規定により本契約が解除された場合（前項第 4 号の場合を除く。）は、受注者は発注者に対し契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする。）の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

（発注者のその他の解除権）

第 19 条 発注者は、前条第 1 項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも 30 日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。

- 2 第 1 項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない理由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、受注者が既に支出し、他に転用できない費用に契約業務を完成したとすれば収得しえたであろう利益を合算した金額とする。

（受注者の解除権）

第 20 条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第 2 項の規定を準用する。

（解除に伴う措置）

第 21 条 発注者は、本契約が解除された場合においては、業務の出来高部分のうち、検査に合格したものについては、引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来高部分に相応する発注済金額を支払わなければならない。

（調査・措置）

第 22 条 受注者が、第 18 条第 1 項各号又は第 23 条第 1 項各号に該当すると疑われる場合は、発注者は、受注者に対して調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができ、受注者は正当な理由なくこれを拒否してはならないものとする。

- 2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、事実の有無を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができるものとする。

- 3 発注者は、第 18 条第 1 項各号又は第 23 条第 1 項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとする。

- 4 発注者は、前項の措置を講じた場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

(重大な不正行為に係る違約金)

第 23 条 受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、発注者の解除権行使の有無にかかわらず、受注者は契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする）の 10 分の 2 に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。

(1) 次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 198 条（贈賄）又は不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）第 18 条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に違反する行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の法令に違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による最終処分がなされたときも同様とする。

イ 本契約の業務の実施にかかる便宜を得る目的

ロ 本契約の業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的（本契約の履行期間中に違反行為が行われ、又は本契約の経費若しくは対価として支払を受けた金銭を原資として違反行為が行われた場合に限る。）

(2) 受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本契約の業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（以下、「独占禁止法」）第 3 条、第 6 条又は第 8 条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を受け、又は第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本契約の業務の実施に関して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 受注者又はその意を受けた関係者（受注者又は当該関係者が法人の場合は、その役員又は使用人）が、本契約の業務の実施に関し、刑法第 96 条の 6（公契約関係競売等妨害）、独占禁止法第 89 条第 1 項又は同法第 90 条 1 号及び 2 号に違反する行為を行い刑が確定したとき。

(5) 第 1 号、第 2 号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者（受注者が共同企業体である場合は、当該共同企業体の構成員のいずれか）が認めたとき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。なお、受注者が共同企業体である場合は、その構成員の一が自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、発注者は、当該構成員に対し、違約金を免除又は減額することができる。

(6) 第 14 条に定める経費確定（精算）報告において受注者が故意又は重過失により虚偽の資料等を提出し、発注者に対して過大な請求を行ったことが認められたとき。

2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、同項の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、減額後の金額は契約金額の 10 分の 2 を下ることはない。

- 3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるとときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができるものとする。
- 4 前三項に規定する違約金及び賠償金は、第 18 条第 2 項に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用されるものとする。
- 5 受注者が共同企業体である場合であって、当該共同企業体の構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 条第 8 項の規定にかかわらず、発注者は、当該構成員に対して第 1 項から第 3 項までに規定する違約金及び賠償金を請求しないことができる。ただし、第 2 号に掲げる者のうち当該違反行為を知らずながら発注者への通報を怠ったものについては、この限りでない。
 - (1) 第 1 項第 1 号又は第 4 号に該当する場合であって、その判決内容等において、違反行為への関与が認められない者
 - (2) 第 1 項第 5 号に該当する場合であって、違反行為があったと認めた構成員が、当該違反行為に関与していないと認めた者
- 6 前項の適用を受けた構成員（以下「免責構成員」という。）がいる場合は、当該共同企業体の免責構成員以外の構成員が当該違約金及び賠償金の全額を連帯して支払う義務を負うものとする。
- 7 前各項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有するものとする。

（賠償金等）

- 第 24 条 受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額が発注者の指定する期間を経過した日から支払の日まで本利率で算出した利息を付した額と、発注者が契約に従って支払うべき金額とを相殺し、なお不足があるときは受注者に支払を請求することができる。
- 2 前項の請求をする場合は、発注者は、受注者に対して、前項に基づき発注者が指定した期間を経過した日から遅延日数に応じ、本利率で算出した額の延滞金の支払を受注者に請求する。

（秘密の保持）

- 第 25 条 受注者（第 4 条に基づき受注者が選任する再委託先又は下請負人を含む。本条において以下同じ。）は、業務の実施上知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。
- (1) 開示を受けた時に既に公知であったもの
 - (2) 開示を受けた時に既に受注者が所有していたもの
 - (3) 開示を受けた後に受注者の責に帰さない事由により公知となったもの
 - (4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したものの
 - (5) 開示の前後を問わず、受注者が独自に開発したことを証明するもの
 - (6) 法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの
 - (7) 第三者への開示につき、発注者又は秘密情報の権限ある保持者から開示につ

いて事前の承認があったもの

- 2 受注者は、秘密情報について、業務の履行に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製してはならない。また、いかなる場合も改ざんしてはならない。
- 3 受注者は、本契約の業務に従事する者（下請負人がある場合には下請負人を含む。以下「業務従事者等」という。）が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規定の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。
- 5 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の同意を得た上で、受注者の事務所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。
- 6 受注者は、本契約業務の完了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体（受注者が作成した複製物を含む。）を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、破棄し、その旨を発注者に通知しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。
- 7 前各項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有する。

（個人情報保護）

- 第 26 条 受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報（「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号。以下「独立行政法人個人情報保護法」という。）第 2 条第 5 項で定義される保有個人情報を指し、以下「保有個人情報」という。）を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。
- （1）業務従事者等に次の各号に掲げる行為を遵守させること。ただし、予め発注者の承認を得た場合は、この限りでない。
 - イ 保有個人情報について、改ざん又は業務の履行に必要な範囲を超えて利用、提供、複製してはならない。
 - ロ 保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。
 - （2）業務従事者等が前号に違反したときは、受注者に適用のある独立行政法人個人情報保護法が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知すること。
 - （3）保有個人情報の管理責任者を定めること。
 - （4）保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。受注者は、発注者が定める個人情報保護に関する実施細則（平成 17 年細則（総）第 11 号）を準用し、当該細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。特に個人情報を扱う端末の外部への持ち出しは、発注者が認めるときを除き、これを行ってはならない。
 - （5）発注者の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。
 - （6）保有個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の本条に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速や

かに発注者に報告し、その指示に従うこと。

- (7) 受注者は、本契約の業務実施の完了後、速やかに保有個人情報の使用を中止し、保有個人情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体（受注者が作成した複製物を含む。）を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる保有個人情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で破棄し、当該廃棄した旨を記載した書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の事務所等において、保有個人情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。
- 3 第1項第1号及び第6号並びに前項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有する。

(特定個人情報保護)

第26条の2 第25条及び前条の規定にかかわらず、受注者は、本契約において、特定個人情報等（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項で定める個人番号及び同条第8項で定める特定個人情報を指し、以下「特定個人情報等」という。）に係る関係事務を実施する場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

- (1) 業務従事者等に次に掲げる行為を遵守させること。
- イ 特定個人情報等は、受注者が本契約に基づき行う個人番号関係事務（番号法第2条第11項に定義される「個人番号関係事務」を指す。）の履行に必要な範囲を超えて利用してはならない。
- ロ 特定個人情報等を複製したり、受注者の事業所等の外へ持ち出してはならない。
- ハ 特定個人情報等は秘密として保持し、第4条第1項に基づき第三者に業務の実施を委託する場合を除き、第三者に提供してはならない。
- (2) 業務従事者等が前号に違反したときは、受注者に適用のある番号法が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知すること。
- (3) 特定個人情報等の管理責任者と担当者を別途文書にて定めること。
- (4) 特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (5) 本契約の業務従事者等に対して、特定個人情報等の取扱いについての教育を実施すること。また、発注者の求めに応じてその教育を実施したことを証明する文書を提出すること。
- (6) 委託された特定個人情報等の漏えい等の事案発生時における対応をあらかじめ定めること。
- (7) 第25条第6項に基づき、特定個人情報等を破棄又は返却すること。この場合に第25条第6項中の「秘密情報」は、「特定個人情報等」と読み替える。特定個人情報等を破棄又は返却した場合には、発注者に対して当該特定個人情報等を破棄又は返却したことを証明する文書を提出すること。
- (8) 発注者は、受注者の事業所等において、特定個人情報等が適切に管理されているか、年1回以上の定期的検査等により確認し、その結果を記録すると

ともに、管理状況が不適切である場合には、改善を指示することができる。
受注者は改善を指示された場合には、その指示に応じること。
(9) 前号に限らず発注者の求めがあった場合は、受注者は特定個人情報等の管理状況を書面にて報告すること。

(情報セキュリティ)

第 27 条 受注者は、発注者が定める情報セキュリティ管理規程（平成 29 年規程(情)第 14 号）及び情報セキュリティ管理細則（平成 29 年細則(情)第 11 号）を準用し、当該規定及び細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。

(安全対策)

第 28 条 受注者は、業務従事者等の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者等の安全確保に努めるものとする。

(業務災害補償等)

第 29 条 受注者は、自己の責任と判断において業務を遂行し、受注者の業務従事者等の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡にかかる損失については、受注者の責任と負担において十分に付保するものとし、発注者はこれら一切の責任を免れるものとする。

(海外での安全対策)

第 30 条 業務仕様書において海外での業務が規定されている場合、受注者は、第 28 条及び前条の規定を踏まえ、少なくとも以下の安全対策を講じるものとする。

- (1) 業務従事者等について、以下の基準を満たす海外旅行保険を付保する。ただし、業務従事者等の派遣事務（航空券及び日当・宿泊料の支給）を発注者が実施する場合であって、発注者が海外旅行保険を付保するときは、この限りではない。
 - ・ 死亡・後遺障害 3,000 万円（以上）
 - ・ 治療・救援費用 5,000 万円（以上）
- (2) 業務を実施する国・地域への到着後、速やかに滞在中の緊急連絡網を作成し、前号の付保内容と併せ、発注者の在外事務所等に提出する。なお、業務従事者等が 3 ヶ月以上現地に滞在する場合は、併せて在留届を当該国・地域の在外公館に提出させる。
- (3) 業務を実施する国・地域への渡航前に、外務省が邦人向けに提供している海外旅行登録システム「たびレジ」に、業務従事者等の渡航情報を登録する。
- (4) 現地への渡航に先立ち、発注者が発注者のウェブサイト（国際協力キャリア総合情報サイト PARTNER）上で提供する安全対策研修（Web 版）を業務従事者等に受講させる。ただし、提供されている研修素材の言語を理解できない者については、この限りではない。
- (5) 現地への渡航に先立ち発注者が提供する JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）を業務従事者に周知し、同措置の遵守を徹底する。また、発注者より、同措置の改訂の連絡があった場合は、速やかに業務従事者に周知し、改訂後の同措置の遵守を徹底する。

- 2 第 28 条及び前条の規定にかかわらず、海外での業務について、受注者の要請があった場合又は緊急かつ特別の必要性があると認められる場合、発注者は、受注者と共同で又は受注者に代わって、受注者の業務従事者等に対し安全対策措置のための指示を行うことができるものとする。

(業務引継に関する留意事項)

第 31 条 本契約の履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他理由の如何を問わず、本契約の業務が完了した場合には、受注者は発注者の求めによることに従い、本契約の業務を発注者が継続して遂行できるように必要な措置を講じるか、又は第三者に移行する作業を支援しなければならない。

(契約の公表)

第 32 条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

- 2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合は、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

(1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること

(2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること

- 3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

(1) 前項第 1 号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）

(2) 受注者の直近 3 ヶ年の財務諸表における発注者との間の取引高

(3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合

- 4 受注者が「独立行政法人会計基準」第 13 章第 6 節に規定する関連公益法人等に該当する場合は、受注者は、同基準第 13 章第 7 節の規定される情報が、発注者の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

(準拠法)

第 33 条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(契約外の事項)

第 34 条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が協議して、これを定める。

(合意管轄)

第 35 条 本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自 1 通

を保持する。

20●●年●●月●●日

発注者

茨城県つくば市高野台3-6

独立行政法人国際協力機構筑波センター

契約担当役

所長 渡邊 健

受注者

[附属書 I]

業 務 仕 様 書

1. 業務の背景
2. 業務実施上の留意点・条件
3. 業務の内容
4. 成果物・業務実施報告書・業務提出物

[附属書Ⅱ]

契約金額内訳書

